

移民によるトランスナショナルな介護への制度的制約 日本とカナダの政策比較

Institutional Constraints on Transnational Care by Migrants: A Policy Comparison between Japan and Canada

楊 芳溟（関西学院大学 社会学研究科研究員）

YANG Fangming (Postdoctoral Researcher, Kwansei Gakuin University)

キーワード：トランスナショナルな介護、制度的制約、移民政策、福祉国家モデル

国際移動の活発化や人口の少子高齢化が進む現代社会において、移民が国境を越えて母国在住の親を支える「トランスナショナルな介護」は、もはや個人や家族の努力の問題にとどまらず、移民政策・高齢化対策・福祉国家制度が交錯する領域に位置付けられる重要な社会的課題となっている。こうした実践はしばしば移民の努力や責任感の物語として語られるが、実際には法制度や社会保障の枠組みによって強く条件づけられている。先行研究は、感情的負担やジェンダー化された責任分担に注目し、ケアの循環（care circulation）や遠隔ケア（care at a distance）の実態を可視化してきた（Parreñas, 2005; Baldassar & Merla, 2014）。これらの研究は、移民とその家族が物理的空間を超えて介護責任を維持・再構築する過程を明らかにし、トランスナショナル・ケア研究を大きく発展させた。しかし、移民政策と福祉国家モデルの交差が介護実践の可能性と制約をいかに形成しているかという制度的比較の観点からは、これまで十分に論じられてこなかった。

本研究は、トランスナショナルな介護を、「個人や家族の努力の物語」として描くのではなく、制度的配置によって生成される制約と可能性を分析することを目的とする。そのために、制度面では対照的な日本とカナダを比較する。日本は長らく移民受け入れに消極的で、家族再統合政策において親世代の位置づけがほとんど想定されていない。他方、カナダは多文化主義を基盤とし、親・祖父母を含む家族呼び寄せ制度を整備してきた。この対比は、国民国家ごとの制度的境界設定がトランスナショナルな介護をいかに可能化・制約するかを明らかにするうえで有効である。

本研究は、Daly & Lewis（2000）のケア責任構造論を参照しつつ、福祉国家を、家族・市場・国家のあいだで「誰がケアを担い、誰を支援対象とみなすか」を定める制度的境界設定の装置として捉える。この制度的境界が、移民の親世代を「支援すべき家族」として認知するか否かを通じて、トランスナショナルな介護の可能性と制約を形成している。その際に、移民政策や福祉制度、国際比較データを分析し、制度間の非対称性が移民による介護実践をどのように形づくっているのかを明らかにする。

日本では、出入国管理及び難民認定法に基づき、「家族滞在」の在留資格は配偶者・子に限定され、老親の呼び寄せは制度上、認められていない。例外的に高度専門職外国人に付随する「特定活動（高度専門職外国人又はその配偶者の親）」により親の帯同が認められる場合もあるが、それは「孫の世話」を目的とした限定的措置であり、長期的な親介護にはつな

がらない。結果として、移民は送金や ICT を通じた連絡、短期帰国などによる遠隔ケアに依存せざるを得ず、その介護実践はホスト社会で不可視化されやすい。また、日本の福祉国家モデルは「家族責任型」とされ、介護保険制度も国内居住を前提に設計されているため、海外在住の親は支援対象外となり、介護責任は移民家族に集中する。こうした構造は、ジェンダー役割分担や世代構成と結びつき、介護負担の固定化を強めている。

一方でカナダでは、親・祖父母の長期的な呼び寄せを可能にする Parents and Grandparents Program (PGP) や、最長 10 年有効で一度に最長 5 年滞在できる Super Visa といった制度が整備されている。これにより、親との物理的近接性が回復できるようになり、同居や近居を通じた介護の実践が可能となる。しかし、PGP には連続 3 年分の所得基準やスポンサー義務、申請上限数といった制約があり、制度へのアクセス格差は移民の社会経済的地位と密接に結びついている。そのため、制度上は門戸が開かれているものの、すべての移民が等しく利用できるわけではない。こうして、包摂と不平等が共存する二重構造が形成されている。

両国の制度比較から、以下 3 つの論点が導かれる。第一に、親呼び寄せの可否と条件は、移民の介護実践の選択肢を直接的に規定する。カナダでは近接的ケア（同居・近居）の選択肢が制度的に確保される一方、日本では遠隔ケアへの依存が不可避である。第二に、制度は「誰を家族とみなすか」（親・祖父母の位置づけ）を定義し、その境界設定が介護責任の配分を構造化している。国民国家単位の制度境界は、トランスナショナルな介護の実践空間を切り取り、どのケアが公共的に支援されるかを決定している。第三に、カナダの制度は包摂的に見えるが、所得要件や誓約義務がアクセス格差を生み出す。

本研究の学術的意義は 3 つある。第一に、トランスナショナル・ケア研究に制度比較の視点を導入し、「個人や家族の努力」に焦点を当ててきた従来の議論を、「制度構造が条件づける実践」へと転回させた点にある。これにより、移住先の制度的障壁が移民家族の介護実践にどのような影響を与えるかを理論的に解明する道筋を提示できる。第二に、比較分析を通じて、日本の移民政策に潜む「移民の親の介護」という盲点を可視化した点である。第三に、超高齢社会における移民政策と福祉政策の再設計に向けて、制度的境界の再考を迫る理論的枠組みを提示する点である。

本報告は、日本とカナダの制度比較を通じて、トランスナショナルな介護をめぐる制度的制約と可能性を明らかにすることを目的とする。制度的境界設定が介護実践をどのように構造化しているかを検討することで、高齢社会における持続可能で包摂的な制度設計に資する理論的基盤を提示する。

主要な文献

- Baldassar, Loretta, and Laura Merla, eds., 2014, *Transnational Families, Migration and the Circulation of Care: Understanding Mobility and Absence in Family Life*, New York: Routledge.
- Parreñas, Rhacel Salazar, 2005, *Children of Global Migration: Transnational Families and Gendered Woes*, Stanford, CA: Stanford University Press.
- Daly, Mary and Jane Lewis, 2000, "The Concept of Social Care and the Analysis of Contemporary Welfare States," *The British Journal of Sociology*, 51(2): 281-298.